



## 税務情報

### 新型コロナウイルス感染症関連情報

#### 1. 納税の猶予制度の特例 — 「特定日」の改正

新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があった納税者を救済するため、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(2020年4月30日公布・施行、以下「新型コロナ税特法」)により、「納税の猶予制度の特例」が設けられました。

「納税の猶予制度の特例」とは、2020年2月1日から納税の猶予を受けようとする国税の納期限までの間の任意の期間(連続した1ヵ月以上の期間に限ります。)において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、納税者の事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、かつ、一時に納税を行うことが困難であると認められる場合には、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税の猶予が認められる措置です。

この特例措置による納税の猶予の対象となる国税は、「2020年2月1日から『特定日』までに納付すべきほぼ全ての国税」であり、この「特定日」は新型コロナ税特法に係る政令により定められています。2020年6月26日、[官報号外第129号](#)において、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、上記の「特定日」が以下のように改正されました。

【改正前】 2021年1月31日

【改正後】 2021年2月1日

この改正により、この「納税の猶予制度の特例」の対象となる国税は、「2020年2月1日から2021年2月1日までに納期限が到来するほぼ全ての国税」となりますのでご注意ください。

#### 《参考》

上記の改正に伴い、国税庁のウェブサイトや国税庁及び財務省から公表されている資料等が更新され、「特定日」に係る記載内容が変更されています。

## ■ 国税庁

## 【ウェブサイト】

- [『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて』の一部改正について\(法令解釈通達\)』](#)  
([『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて\(法令解釈通達\)』](#)  
(2020年4月30日付)の「特定日」に係る記載内容が改正されました。)
- [『新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ』](#)
- [『For taxpayers who face difficulty paying their national tax due to the influence of the novel coronavirus disease \(COVID-19\)』](#)

## 【資料等】

- [『新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ - 納税の猶予をご利用ください』](#)(PDF 1.74MB)
- [『国税の納税の猶予制度 FAQ』](#)(PDF 556.6KB)  
(「特定日」に係る記載内容の変更のほか、新たな設問の追加(問15)や、回答内容の追記(問7、問43等)等も行われています。)
- [『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ』](#)(PDF 1.87MB)
- [『For taxpayers who face difficulty paying their national tax due to the influence of the novel coronavirus disease \(COVID-19\) - You can apply for grace of tax payment』](#)(PDF 754.5KB)

(なお、[『Frequently Asked Questions about Grace System for National Tax Payment』](#)(PDF 539.4KB)はまだ更新されていません。)

## ■ 財務省

## 【資料】

- [『新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ - 納税を猶予する『特例制度』』](#)(PDF 280.3KB)

## 2. 所得税関連の通達の発遣

国税庁は6月29日、以下のページにおいて新たな法令解釈通達を発遣しました。

- [「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達\(所得税編\)の制定について\(法令解釈通達\)」](#)

新型コロナ特法により設けられた以下の2つの所得税関連の特例に関する通達が含まれています。

- 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.